

知名町農業委員会平成31年度第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月22日 午後1時30分～
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2	田尻 博樹	12	川内 清弘
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	中瀬 秀治
10	榮 米子	計	17名

4. 事務局職員
係長 田中 雅俊

5. 議事日程

- (1) 議案について

1. 議案 第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 2. 議案 第28号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

付 議 事 項

議長

それでは、総会を始めます。
前回総会から昨日までの会務報告をいたします。
10月24、25日 2名以外の皆さん出席しました令和元年度の地域別農業委員会農地利用最適化推進会議でみんなで与論へ行きました。
10月30日 令和元年度沖永良部地区青年農業者会議に参加しました。これは和泊町でありました。
11月3日 生涯学習フェスティバルに参加しました。
11月11日 令和元年度両町の糖業振興会の役員会があり、出席いたしました。令和元年2年期の南栄糖業の操業が搬入開始が12月3日、正月休み12月28日から1月6日まで、休みを入れて3月24日搬入終了予定です。
令和元年2年期の生産量見込みが11月1日時点で両町で80,369トン、その内知名町が46,598トンの予定だそうです。
会務報告は以上で終わります。
これより議題事項に入らせていただきます。
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
知名町農業委員会会議規則第13条第2項の規定する議事録署名委員ですが15番林委員、16番芦村委を指名いたします。
本日の会議書記は、事務局職員の田中氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
それでは、日程第2の議題事項に入らせていただきます。
議案第27号 農地法第3条の規程による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。説明します。
1-1 徳時上べ〇〇畑1,178㎡未整備〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
2-1 瀬利覚兼久〇〇畑102㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
3-1 上平川東風増〇〇畑435㎡未整備を含む計2筆747㎡〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
4-1 芦清良窪田〇〇畑734㎡基盤整備済みを含む計8筆15,657㎡〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。

議長

それでは、順次地区担当委員から、説明をお願いします。
1番、お願いします。

5番委員 譲渡人と譲受人は、兄弟です。譲受人はサトウキビ、切り花を作っていて機械類も全て揃っています。現地確認したところ、サトウキビが植えてありました。審議の程、よろしく願います。

議長 次2番、願います。

18番委員 基盤整備地区後、名前がなくて字の名前になってましたが、譲受人が買うということです。圃場も野菜が植えてあるあとがみられます。よろしくご審議願います。

議長 はい。次3番、願います。

14番委員 譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人は認定農業者です。農機具等も揃っており、1号の畑はビニールハウスを建てて家庭菜園をしています。2号の畑はサトウキビを定植しました。問題ないと思いますので、ご審議よろしく願います。

議長 次4番、願います。

16番委員 譲渡人と譲受人は親子です。圃場8筆全てバレイショを植え付け、若しくは準備中ということです。以前から継承をしていたんですが、今回はっきりと贈与ということで手続きをしたいということでもあります。

議長 はい。ありがとうございます。ただ今、事務局、地区担当委員から説明がありました。何かご質問ございますでしょうか。

(ありません)の声

議長 はい。ありがとうございます。それではただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定することといたします。続きまして、議案第28号 知名町地区農用地理容集積計画(案)の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

1-1 住吉荒地俣〇〇未整備3,802㎡を含む計2筆6,865㎡貸人〇〇さんから借人〇〇さん賃貸借、令和元年12月1日から5年間の新規設定です。

2-1 黒貫永井〇〇基盤整備済み1,299㎡を含む計3筆3,233㎡貸人〇〇さんから借人〇〇さん賃貸借、令和元年12月1日から5年間の再設定です。

議長 それでは地区担当委員より順次説明をお願いします。1番、願います。

6番委員 貸人と借人は親子です。今回新規就農ということで手続きをしまして2筆共にバレイショを作ると言うことで植え付けは終わってます。機械は親が全部持ってますのでそれを使っております。ご審議よろしく願います。

議長 はい。次2番願います。

17番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショを軸にサトウキビ、ソリダゴを作ってます。認定農業者でもあり機械類も揃っております。審議の程よろしく願います。

議長 はい。ありがとうございます。ただ今事務局並びに地区担当委員より説明がありました。この件について何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、ただ今の原案に対して賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第28号については原案どおり、許可決定といたします。
次に、議案第29号 非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号 非農地判断について、今回資料をつけさせていただいております。
全部で計462筆、面積は38.2ヘクタールとなります。
非農地判断につきましては、基本的に、皆さんからB分類で出していただいたものについてを、今回取りまとめております。今後は農地から外すという手続きを進めさせていただきたいと思っています。
この判断後に事務局の方から、非農地通知という形で所有者の方々に通知をさせていただきます。
また、非農地判断につきましては、所有者等の意思はまったく確認する必要はございませんので農業委員会総会においても、すでに現況は農地ではないので地目の変更登記をしてください。
と、通知をさせていただく形になります。

議長 担当地区分に目を通して質問等ございましたらお願いします。

2番委員 農用地域というのは農業委員は見なくていいのか、農用地域の内外は気にしなくていいのか。

事務局 農用地域内であっても、非農地判断することは必要である。

2番委員 転用はできるのですか

事務局 一応、畑から外れて農地法の縛りがなくなったとしても、農用地域内であれば農振除外の手続きは必要になります。

2番委員 非農地にするなら農用地域外にもしないといけないですよ。

事務局 県の判断としては、農地から外していいですよ。ただ農用地域には置きなさい。

2番委員 それはわかりますが、農業委員として農用地域内の農地を把握しておかないといけない訳ですよ。

事務局 把握まではできないと思うので、相談があった段階で確認をしてもらうことは必要です。

議長 他にないですか。

事務局 補足ですが、非農地通知の文言自体は、この地番につきましては、現況農地ではありません。ということ判断しました。という風な通知になりますので、所有者の方から何か問い合わせがあるかもしれないんですがそこは今は畑ではないでしょ。と、ご理解いただけたらと思います。

6番委員 今後確認する必要はないのですか。

事務局 はい。もうこれで判断次第、利用状況調査の方の対象からは外れる形になります。

16番委員 個別に郵送するのですか。公告という手段はだめですか。
ほとんど亡くなっていないと思いますが。

事務局 その場合は、相続人の調査をして全員に出します。

16番委員 通知があってもなくても、判断は有効ということですね。

事務局 そうですね。
所有者が登記簿の地目を原野へ変更しない限りは変わりませんので、農地基本台帳の現況地目の部分は変えられますので、そこはご理解ください。

議長 議案第29号 非農地判断について、事務局で各々宛に書類で確認するという事で進めていく
そうですので、この案どおり処理を進めるのに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員賛成ですので、議案第29号については、許可することといたします。
議案事項は以上です。
次にその他、事務局より連絡事項ありましたらお願いします。

事務局

人と農地を語る会の会議録を農林課より来ましたので皆さんへお配りしております。
「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について、1口1,000円ということで文書が来ております。
一人1,000円で全員了承頂けましたので義援金をいたします。
次回総会は、12月20日午後1時30分からです。